

自家用車活用事業の進め方

1. 4月中に配車アプリデータに基づき不足車両数を算出・公表する営業区域

- ・札幌交通圏
- ・仙台市
- ・県南中央交通圏（埼玉）
- ・千葉交通圏
- ・大阪市域交通圏
- ・神戸市域交通圏
- ・広島交通圏
- ・福岡交通圏

《今後のスケジュール》

- ・ 4月中 不足車両数を公表
- ・ 5月以降 タクシー事業者を実施意向のある地域で順次実施

2. 上記1. 以外の地域

簡便な方法により不足車両数を算出し、タクシー事業者を実施意向がある場合は、4月以降順次開始。

- (注) ① 上記の「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。
- ② 上記①に限らず、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなす。
- ③ 自家用車活用事業において使用する自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記①②の暫定的な不足車両数を見直す。
- ④ 地域によっては、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送が活用される。

《今後のスケジュール》

- ・ 4月以降 タクシー事業者を実施意向のある地域で順次実施